

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明  |
|---|---|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>           | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>駐車を大垣警察署職員用駐車場として借り受ける契約</p> <p>令和 6 年度から始まった建替工事に伴い職員用駐車場が不足することから、多数の職員が勤務する当署においては、近隣で、工事期間中の一定数以上の駐車場を有し、終日利用可能で賃貸借できる駐車場を借り受ける必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当署の近隣に駐車場が所在し、必要な駐車台数を確保でき、台数の変動に対応でき、終日利用可能で賃貸借可能な駐車場は、大垣競輪場駐車場しかなく、当該駐車場を管理する地権者は大垣市であるため。</p> |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。